

意見書

平成 23 年 8 月 1 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

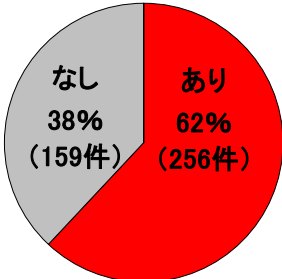
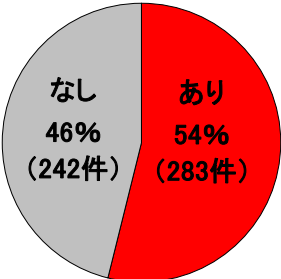
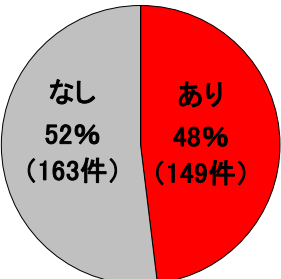
郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011 年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011年度)」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

検証項目			意見
1 指定 電気通 信設備 制度に 関する 検証	(1)第一 種指定 電気通 信設備 に関する 検証	ア 指定要件に関する検証	第一種指定電気通信設備の指定要件については、過去の競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)の検証時と同様、考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続すべきです。
		イ 指定の対象に関する検証	東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)の地域 IP 網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)や光 IP 電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により NTT 東西殿のシェアが拡大し続けていること等から、第一種指定電気通信設備の対象から除外する理由は全く存在しないと考えます。また、その他現在指定を受けている第一種指定電気通信設備においても、各設備のボトルネック性に変化がないことから、引き続き指定を継続すべきです。 なお、未整備となっているマンション向け光屋内配線の転用ルールについても早期に整備を行うべきと考えます。
		ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」にて、「技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない」と定められているように、そもそも、NTT-NGN等、第一種指定電気通信設備については、他事業者との接続を前提として設計・構築がなされるべきものです。こうした基本的考え方に基づいて接続ルールが整備されるべきであるにも係らず、過去、接続事業者からの要求に対して、具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていないのが実状です。さらに、NTT-NGNの提供を開始した現時点においては、NTT東西殿は「今からでは機能追加が困難」等と主張し、アンバンドルメニューの多様化が進展しない状況にあり、極めて問題と考えます。

検証項目			意見
			<p>なお、NTT-NGNにおけるアンバンドルメニューとして、分岐端末回線接続、GC 接続、ラインシェアリング、波長重畳接続、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等が具体案として弊社共を含む接続事業者から提案されているところであり、真の公正競争実現に向け、早急に具体的なルール化を図るべきと考えます。</p>
	(2)第二種指定電気通信設備に関する検証		<p>現在、第二種指定電気通信設備制度は、実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガイドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能していません。その最たる例が、接続料の届出制という接続規制が存在しながらも、長期に渡り継続されていた第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二種指定事業者」という。)における接続料原価への過剰な営業費の算入の問題です。従って、当該制度においては、規制内容のより一層の厳格化が図られるべきであり、接続規制に関しては、接続料の認可制への移行や意見募集の実施等を義務付けることが必要と考えます。加えて、過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべきです。</p> <p>なお、非対称規制の実行性確保のために、上記見直しと併せて二種指定事業者を指定する閾値についても見直しを行うべきです。具体的には、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として採用することを検討すべきです。</p>
(3)禁止行為に関する検証	3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証	イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証	<p>1.接続に関して知りえた情報の目的外利用</p> <p>(1)116 窓口におけるフレッツ勧誘</p> <p>2010 年度の本制度の意見書^{※1}において、KDDI 殿や弊社共が指摘した NTT 東西殿の 116 窓口におけるフレッツ光の不適切な営業行為(以下、「116 勧誘」という。)が依然として散見されています^{※2}。これら 116 勧誘に対し、総務省殿が出されたこれまでの検証結果は、注視事項に止まり続けていますが、問題の根絶に向けた是正措置に今年度こそ踏み込んで頂くことを希望します。</p> <p>※1 競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010 年度)の結果及び再意見の募集(2010 年 10 月 15 日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000008.html</p>

検証項目				意見																							
				<p>※2 Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>2009年6月～7月</th> <th>2010年6月</th> <th>2011年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答総数</td> <td>415件</td> <td>525件</td> <td>312件</td> </tr> </tbody> </table> <p>Q1: 116窓口にて電話回線移設の手続きをされた際に、ADSL事業者へ連絡するようにという案内を116窓口オペレータから受けましたか？ (対象: 全アンケート回答者対象)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>2009年6月～7月</p>  <table border="1"> <tr><th>なし</th><th>あり</th></tr> <tr><td>38% (159件)</td><td>62% (256件)</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2010年6月</p>  <table border="1"> <tr><th>なし</th><th>あり</th></tr> <tr><td>46% (242件)</td><td>54% (283件)</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2011年7月</p>  <table border="1"> <tr><th>なし</th><th>あり</th></tr> <tr><td>52% (163件)</td><td>48% (149件)</td></tr> </table> </div> </div>				調査時期	2009年6月～7月	2010年6月	2011年7月	回答総数	415件	525件	312件	なし	あり	38% (159件)	62% (256件)	なし	あり	46% (242件)	54% (283件)	なし	あり	52% (163件)	48% (149件)
調査時期	2009年6月～7月	2010年6月	2011年7月																								
回答総数	415件	525件	312件																								
なし	あり																										
38% (159件)	62% (256件)																										
なし	あり																										
46% (242件)	54% (283件)																										
なし	あり																										
52% (163件)	48% (149件)																										

検証項目				意見																										
				<p>Q2: その際に、「Yahoo! BB」という具体的な名前を116窓口オペレータが発言しましたか？ (対象: Q1で「利用中ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方)</p> <p>2009年6月～7月 2010年6月 2011年7月</p> <table border="1"> <caption>Q2: 116窓口オペレータからの発言内容</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>なし (%)</th> <th>あり (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年6月～7月</td> <td>51% (131件)</td> <td>49% (125件)</td> </tr> <tr> <td>2010年6月</td> <td>49% (139件)</td> <td>51% (144件)</td> </tr> <tr> <td>2011年7月</td> <td>46% (69件)</td> <td>54% (80件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>Q3: NTTが提供しているインターネットサービス(フレッツ光)についての勧誘を受けましたか？ (対象: 全アンケート回答者対象)</p> <p>2009年6月～7月 2010年6月 2011年7月</p> <table border="1"> <caption>Q3: NTTからの勧誘内容</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>なし (%)</th> <th>あり (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年6月～7月</td> <td>49% (204件)</td> <td>51% (211件)</td> </tr> <tr> <td>2010年6月</td> <td>46% (239件)</td> <td>54% (286件)</td> </tr> <tr> <td>2011年7月</td> <td>50% (156件)</td> <td>50% (156件)</td> </tr> </tbody> </table>			時期	なし (%)	あり (%)	2009年6月～7月	51% (131件)	49% (125件)	2010年6月	49% (139件)	51% (144件)	2011年7月	46% (69件)	54% (80件)	時期	なし (%)	あり (%)	2009年6月～7月	49% (204件)	51% (211件)	2010年6月	46% (239件)	54% (286件)	2011年7月	50% (156件)	50% (156件)
時期	なし (%)	あり (%)																												
2009年6月～7月	51% (131件)	49% (125件)																												
2010年6月	49% (139件)	51% (144件)																												
2011年7月	46% (69件)	54% (80件)																												
時期	なし (%)	あり (%)																												
2009年6月～7月	49% (204件)	51% (211件)																												
2010年6月	46% (239件)	54% (286件)																												
2011年7月	50% (156件)	50% (156件)																												

検証項目			意見										
			<p>(2) FTTH 販売等に係る接続関連情報の目的外利用</p> <p>2009年11月18日にNTT西日本殿における接続情報の目的外利用という事件が発覚したことを受け、NTT東西殿による再発防止策の実施及び総務省殿への定期報告がなされてきました。これらと並行し、弊社共接続事業者はNTT東西殿に対し、利害関係者である接続事業者へも十分な説明を行うよう再三要望を行いました。経営情報であることを理由にいまだに説明されない事項が多くあり、類似の事故が再発しないという確証を得られていない状況にあります。ついては、総務省殿から、NTT東西殿が接続事業者に対して十分に納得のいく説明を行うよう、さらに踏み込んだ指導を行なって頂きたいと考えます。</p> <p>また、年内に施行される改正電気通信事業法等に基づく機能分離の実施により、これまで以上に設備管理部門と設備利用部門との間のファイアウォール強化がなされることとなりますが、この設備管理部門の分離の明確化にあわせて、NTT東西殿と接続事業者間の各種契約書等についても、全て見直しを行う必要があると考えます。具体的には、各種契約書等に記載されているNTT東西殿の窓口が機能分離後のいずれの部門に該当するのかを全て明記し、接続関連情報の目的外利用の防止及び設備利用部門と接続事業者の同等性確保を実現する必要があると考えます。総務省殿においては、各種契約書等の整備が円滑に行われるようNTT東西殿に対し、予め何らかの指導を行って頂きたいと考えます。</p> <p>加えて、機能分離の有効性の検証については、NTT東西殿の中に監視機能を設けるだけでは不十分なことは明らかであり、総務省殿は第三者による透明性のある検証スキームの確立も推進すべきと考えます。</p> <p><本意見に関連する経緯></p> <table border="0"> <tr> <td>2008年 2月 18日</td> <td>NTT東西殿に対する行政指導^{※3}</td> </tr> <tr> <td>2009年 11月 18日</td> <td>NTT西日本殿からお客様情報の不適切な情報提供に関する報道発表</td> </tr> <tr> <td>2009年 12月 17日</td> <td>NTT西日本殿から総務省殿への報告</td> </tr> <tr> <td>2010年 1月 22日</td> <td>NTT西日本殿を当事者とする聴聞の開催</td> </tr> <tr> <td>2010年 1月 28日</td> <td>電気通信事業紛争処理委員会への諮問</td> </tr> </table>	2008年 2月 18日	NTT東西殿に対する行政指導 ^{※3}	2009年 11月 18日	NTT西日本殿からお客様情報の不適切な情報提供に関する報道発表	2009年 12月 17日	NTT西日本殿から総務省殿への報告	2010年 1月 22日	NTT西日本殿を当事者とする聴聞の開催	2010年 1月 28日	電気通信事業紛争処理委員会への諮問
2008年 2月 18日	NTT東西殿に対する行政指導 ^{※3}												
2009年 11月 18日	NTT西日本殿からお客様情報の不適切な情報提供に関する報道発表												
2009年 12月 17日	NTT西日本殿から総務省殿への報告												
2010年 1月 22日	NTT西日本殿を当事者とする聴聞の開催												
2010年 1月 28日	電気通信事業紛争処理委員会への諮問												

検証項目				意見
				<p>2010年 2月 4日 電気通信事業紛争処理委員会からの答申</p> <p>同日 NTT 西日本殿に対する業務改善命令及び NTT 東日本殿に対する行政指導</p> <p>2010年 2月 26日 NTT 西日本殿から総務省殿へ業務改善計画を提出</p> <p>2010年 3月 2日 NTT 東日本殿から総務省殿へ実施計画を提出</p> <p>2011年 3月 NTT 東日本殿から総務省殿への実施計画に対する定期報告終了</p> <p>2012年 3月 NTT 西日本殿から総務省殿への業務改善計画に対する定期報告終了(予定)</p> <p>※3 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」に基づき講ずべき措置について(2008年2月18日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080218_7.html#bs</p>
			<p>2.グループドミナンス</p> <p>(1) ドコモショップにおけるフレッツ光営業</p> <p>ドコモショップにおける NTT グループ他社商品を優先的に取り扱った NTT 東西殿のフレッツサービスの販売やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等について、総務省殿の考え方は「販売代理店が独自の判断で NTT 東西殿と代理店契約を締結し販売している場合には、これをもって直ちに排他性があると言えない」というものであり、これまでの本制度における検証結果も注視事項に止まっていますが、いまだに類似の事例が確認されている状況にあります※4。</p> <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、代理店の判断で実施するものであっても、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、NTT ドコモ殿に以下の監督・指導義務等を課すべきと考えます。</p> <p>ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の優先的取り扱いの禁止</p> <p>NTT ドコモ殿の顧客情報を用いた NTT グループ他社商品の営業禁止</p> <p>※4 ドコモショップ本庄店(埼玉県)でのフレッツ光販売について http://www.do-plaza.com/honjyo/pc/</p>	

検証項目			意見
			<p>(2) 子会社等への規制強化</p> <p>現在も複数の県域子会社において、NTTドコモ殿の携帯電話販売が行われています^{※5}。これは、NTT東西殿とNTTドコモ殿が子会社を介して行っている実質的な一体営業そのものであり、2010年度の本制度の考え方において、公正競争阻害の恐れが指摘されたところです。また、年内に施行される改正電気通信事業法等では、NTT東西殿に対し業務委託子会社への監督義務が追加されますが、保有株式率50%未満の関連会社等が監督義務の対象外となる等、依然として公正競争阻害の恐れが残っています。従って、保有株式50%未満の関連会社及びNTT委託業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加することについても引き続き検討を行うべきと考えます。</p> <p>※5 NTT東日本-群馬 http://www.ntteast-gunma.co.jp/goods/ba_data/docomo.html NTT西日本-東海 http://www.ntt-west-tokai.co.jp/original/act/mob.html NTT西日本-中国 http://www.ntt-west-chugoku.co.jp/keitai.html</p>
			<p>(3) 代理店を介したNTTグループサービスのセット販売等</p> <p>代理店を介した、NTT東西殿のBフレッツとエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿のOCNの優先的セット販売や、NTT東西殿のフレッツ光とNTTドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイント付与という実質的なキャッシュバック等の施策について、2010年度の本制度の考え方において、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく」とされています。代理店判断によるものであっても、市場支配力を有する事業者同士のサービスの組み合わせることは健全な競争を阻害する要因となり得ます。事実、FTTH市場におけるNTT東西殿のシェアが拡大しており、独占状態となっている現状を踏まえると、直ちにこうした行為を禁止する措置を講じる必要があると考えます。</p>

検証項目			意見
			<p>(4) NTTファイナンス殿を介した優先的取扱い</p> <p>NTTファイナンス株式会社(以下、「NTTファイナンス」という。)殿が提供する「おまとめキャッシュバック」サービス※6については、NTTグループ外のISP2社が追加になったものの、市場支配力を有するNTTグループ主要事業者全ての実質的なセット割引が可能である状況に何ら変わりはなく、競争事業者にとって看過できない状況です。総務省殿においては、当該サービスについて、NTTグループ外の会社が含まれていることをもって排他的ではない(問題ない)と判断するのではなく、取引総量におけるNTTグループが占める割合等を問題有無の基準に追加することや実効性の観点から排他性を判断する等、本制度における検証の精度を高め、必要な是正措置を講じるべきと考えます。</p> <p>※6 NTTファイナンス殿 HP「おまとめキャッシュバック」サービス http://www.isdn-info.co.jp/ntt_card/omatome_cashback.html</p>
			<p>(5) NTT ID ログインサービス・NTT ネット決済</p> <p>NTTコミュニケーションズ殿及びNTTドコモ殿等、NTTグループのみが連携して提供する「NTT ID ログインサービス」※7及び「NTT ネット決済」※8については、サービス名称を含め、NTTグループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定できるものではなく、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する疑いが強いものと考えます。これらサービスはグループの一体化や複数の市場における市場支配力を相互強化することを志向するものであり、このような連携が進んだ結果、NTTグループの総合的な市場支配力がさらに強化され、公正競争の阻害が進行することが強く懸念されます。総務省殿においては、排他的業務の該当性等、当該サービスの検証を十分にを行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じて頂くことを希望します。</p> <p>※7 NTTコミュニケーションズ殿 HP「NTT ID ログインサービス」 http://www.nttid.jp/</p> <p>※8 NTTコミュニケーションズ殿 HP「NTT ネット決済」 http://www.nttpayment.jp/</p>

検証項目			意見
			<p>(6) マイエリア・ホーム U</p> <p>NTTドコモ殿が提供する「マイエリア」サービス※⁹及び「ホーム U」サービス※¹⁰については、同サービスを利用可能な回線が、NTT 東西殿の提供するフレッツ光、フレッツ ADSL 等に限定されており、他の競争事業者の回線では当該サービスを利用出来ない状況です。本件については、NTTドコモ殿及び NTT 東西殿において禁止行為とされている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に実質的に該当するものと考えます。NTTドコモ殿と NTT 東西殿との FMC 連携については、移動通信分野・固定通信分野双方の市場支配力の結合を意味するものであり、電気通信市場の公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れが極めて高いことから、このようなサービスは提供を直ちに取り止めるよう総務省殿は指導すべきと考えます。</p> <p>※⁹ NTTドコモ殿 HP「ホーム U」サービス http://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/homeu/</p> <p>※¹⁰ NTTドコモ殿 HP「マイエリア」サービス http://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/myarea/</p>
	3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	1. 特定関係事業者制度の形骸化 (1) NTTドコモ殿等の追加	<p>近年、NTTファイナンス殿による一括請求や NTTドコモ殿と NTT 東西殿との FMC 連携等、NTTグループ企業や代理店を介した事業連携が加速度的に進展しており、既に NTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象が生じていると認識しています。</p> <p>このような行為を放置することは、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものであることから、総務省殿においては、事業連携等を図るグループ会社等が増大していること及びその影響を踏まえ、NTTドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT データ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域子会社や NTTファイナンス殿等といった非電気通信事業者も特定関係事業者に指定する等グループドミナンスを抑止する措置を講じるべきと考えます。</p>

検証項目		意見
2 日本 電信電 話株式 会社等 に係る 公正競 争要件 の検証	(1) 検証の対象	<p>1. フレッツ・テレビ (NTTブランドの優位性)</p> <p>株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関し ては、2009年2月にNTT 東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行 政指導^{※11}が出されていますが、依然としてNTT 東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告 宣伝が散見される状況です(別添資料1 参照)。</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)で放送業が禁止されていることを踏まえれば、 NTT 東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにす べきであり、総務省殿においては、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう、加えて、当該サービス以 外についても「フレッツ」等の NTT ブランド使用を禁止する等のルール整備を推進すべきと考えます。</p> <p>※11 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)(2009年2月25日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_5.html#bs1</p>
		<p>2. NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p> <p>NTT グループ内の人事交流については、ここ数年、グループ一体化による市場支配力強化のために、日本電信 電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)殿を中心として戦略的に行われている状況です(別添資料2 参照)。本 件に関しては、これまでの検証結果において、注視事項に止まり続けていますが、これを放置し続けることは、移動 体部門の分離並びにNTT 再編時の趣旨に反するものであり、実質的なグループ一体経営を黙認するものです。こ の問題の抜本的な解決のためには、NTT グループの持株体制の廃止が必要と考えますが、当面の追加措置とし て、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向の禁止のみならず、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、 NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を一律禁止する措置を 講ずるべきと考えます。</p>

検証項目	意見
	<p>3. 地域会社と長距離会社の営業業務集約</p> <p>毎年度弊社共が指摘している通り、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿は 2006 年に法人サービス提供体制見直し^{※12}後も、共同営業行為(顧客の紹介・共同提案等)を継続的に行っている状況にあり、NTT 再編時の公正競争要件(八)「長距離会社は、独立した営業部門を設置すること」に反するものと考えます。また、NTT 東西殿が競争事業者と共同営業を行うことは実質的に考えられないことを考慮すれば、本件は NTT グループの排他的営業と同一の効果を及ぼすものと考えます。従って、総務省殿においては、本件の公正競争への影響等を十分に認識して頂き、直ちにこうした共同営業を止めるよう NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿に指導して頂くことを強く希望します。</p> <p>※12 上位レイヤサービスと法人サービスの提供体制の見直し(2006 年 7 月 21 日) http://www.ntt.co.jp/news/news06/0607/060721a.html</p>
3 その他	<p>1. NTT 製 PBX の保守拒否</p> <p>2007 年度の本制度の検証結果^{※13}で、引き続き注視していくとされた、接続事業者への回線切替に伴う NTT 東西殿による PBX 保守拒否行為が依然として継続している状況にあります。具体的な事例としては、「NTT 以外の電話サービスへ変更した場合、PBX の保守を行わない」等の回線切替防止目的のトークが、営業現場でなされているというユーザ申告として弊社に上がってきている状況にあります。</p> <p>本件については、過去の本制度の検証の中で「公正競争確保上の問題が認められた場合には速やかに所要の措置を講ずる」との総務省殿の考えが示されたところであり、今年度の検証において実態をより詳細に調査して頂き、NTT 東西殿への厳格な指導等必要な措置を講じて頂きたいと考えます。</p> <p>※13 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007 年度)の公表(2008 年 2 月 18 日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080218_1_bs1.pdf</p>

検証項目	意見
	<p>2. 番号ポータビリティに伴う二重請求</p> <p>番号ポータビリティを行う場合、移転先事業者から移転元事業者に対して、電話サービス切替に関する連絡を行うことで、移転元事業者の電話サービスを解約するルールとなっています。しかし、NTT 東西殿が移転先事業者となるケースにおいて、この手続きが着実に実施されず、ユーザに対して新旧の電話サービスの請求が行われる(以下、「二重請求」という。)トラブルが多数発生している状況にあります。こうした事例は、弊社だけでも年間数十件という規模で発生しており、ユーザからの二重請求に関するクレームも一向に減らない状況にあります。本件について、弊社から NTT 東西殿に対し再三に渡って、適正な事業者間手続きを実施して頂くよう申し入れています。いまだに状況は改善されていません。</p> <p>総務省殿においては、本件の実態について詳細な検証を行なって頂き、ユーザに二重請求という不利益が発生している状況を一刻も早く改善するよう NTT 東西殿に厳格な指導を行って頂くことを希望します。また、年内に実施される予定の「機能分離」においては、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の同等性を確保することが目的とされているところであり、こうした電話サービス切替を始めとする手続きの同等性が確実に実現されるようルール整備が必要があると考えます。</p>

検証項目	意見
	<p>3.業務範囲規制の形骸化</p> <p>これまでNTT 東西殿から申請された活用業務は26件ありますが、その全てが認可されており、NTT 東西殿がその業務範囲を着実に拡大している状況にあります。また、年内に施行予定の改正NTT法において活用業務は届出制へ変更され、手続きの簡素化やサービス開始までの日数短縮により、業務範囲拡大がさらに容易になることが明らかとなっています。2011年6月の弊社共を含む競争事業者22社連名で提出した「公正競争確保に係るNTT東・西殿の活用業務に関する要望書」※14でも述べたように、活用業務制度についてはNTT法やNTT再編時の趣旨に立ち戻り、直ちに廃止されるべきと考えます。仮に、活用業務制度の廃止が困難である場合には、活用業務のさらなる肥大化を招かぬよう以下の追加措置を最低限講ずるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 移動体事業やISP事業等について、活用業務に該当しないことの明確化 • 活用業務届出内容に利害関係者が意見を述べられる場の確保 • その他あらゆる公正競争環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> - 活用業務の内容についての監視検証機関の設置 - NTT東西殿と接続事業者との完全なる同等性の確保 - グループドミナンス排除の実効性担保 等 <p>※14 公正競争確保に係るNTT東・西殿の活用業務に関する要望書(2011年6月8日) http://www.softbanktelecom.co.jp/ja/news/press/2011/20110608_01/index.html</p>

検証項目	意見
	<p>4. NTTコミュニケーションズ殿による NTT 東西殿顧客情報の保持</p> <p>NTTコミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した顧客情報等を利用し、弊社共の個人ユーザに対して「プラチナ・ライン」等の自社サービスへの勧誘を行っているとのユーザからの申告が依然として上がって来ています。再編時の顧客情報の承継が、サービスの継続的提供のために必要な措置であったとしても、マイライン制度の導入後、中継事業者として NTT コミュニケーションズ殿を一切利用しないユーザも存在したはずであり、そうした利用者の顧客情報は廃棄されるべきと考えます。しかしながら、弊社共への申告事例等を見ると、再編時に承継した顧客情報であることを理由に、NTT コミュニケーションズ殿が現在もそれらの顧客情報を保有し、アウトバウンド営業等に活用しているものと想定され、こうした不公正な営業活動を直ちに禁止すべきと考えます。</p> <p>このような状況は、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び NTT 東西殿からの情報提供についての同等性確保を定める「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触する可能性のあるものであり、総務省殿においては、こうした顧客情報の保有・利用の実態について再度詳細な調査を行って頂き、NTT コミュニケーションズ殿における不公正な営業活動を直ちに禁止するよう厳しく指導して頂きたいと考えます。</p>

以上